

第32回北斗市農業委員会総会議事録

令和6年10月24日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和6年10月24日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 1階 会議室					
委員の出欠状況 (出席 13名) (欠席 1名)	1 番	澤 田 亨	出 席	8 番	落 合 修	欠 席
	2 番	山 本 正 人	出 席	9 番	吉 田 勝 幸	出 席
	3 番	齊 藤 介 男	出 席	1 0 番	佐々木 敬 子	出 席
	4 番	笠 原 勝 幸	出 席	1 1 番	時 田 孝 喜	出 席
	5 番	佐々木 秀 樹	出 席	1 2 番	加 藤 隆	出 席
	6 番	岡 村 栄 士	出 席	1 3 番	佐々木 勝 利	出 席
	7 番	中 川 哲	出 席	1 4 番	和 田 勝 雄	出 席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 野 田 広 樹 係 長 大 森 千 里 主 事 補 東 條 新					

会長提出議案	報告第 1 号 農地法第 3 条の規定による届出について 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による届出について 報告第 3 号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて 議案第 1 号 土地の現況証明書の交付について 議案第 2 号 農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について 議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について 議案第 5 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について 議案第 6 号 農地移動適正化あっせんの申出について 議案第 7 号 土地の現況証明調査委員の指名について
委員提出議案等の標題	

第32回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和6年10月24日 午後1時30分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第2 | 会期の決定について | |
| 日程第3 | 農地法第3条の規定による届出について | (報告第1号) |
| 日程第4 | 農地法第5条の規定による届出について | (報告第2号) |
| 日程第5 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | (報告第3号) |
| 日程第6 | 土地の現況証明書の交付について | (議案第1号) |
| 日程第7 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | (議案第2号) |
| 日程第8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | (議案第3号) |
| 日程第9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | (議案第4号) |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | (議案第5号) |
| 日程第11 | 農地移動適正化あっせんの申出について | (議案第6号) |
| 日程第12 | 土地の現況証明調査委員の指名について | (議案第7号) |

第 3 2 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 6 年 1 0 月 2 4 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	6 件
2	報告第 2 号	農地法第 5 条の規定による届出について	会長	報告済	1 件
3	報告第 3 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	土地の現況証明書の交付について	会長	決定	2 0 件
5	議案第 2 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の 成立状況の確認について	会長	決定	1 3 件
6	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（所有権移転）の決定 について	会長	決定	7 件
7	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（賃貸借）の決定につ いて	会長	決定	1 2 件
8	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による 農用地利用集積計画（使用貸借）の決定につ いて	会長	決定	2 件
9	議案第 6 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	2 件
1 0	議案第 7 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—

第32回北斗市農業委員会総会

(午後 1時30分 開会)

(開会宣言) 和田会長	皆さんお疲れ様でございます。定刻になりましたので、第32回の北斗市農業委員会の総会を開催させていただきます。米の方もだいぶ片付きまして、一部どうしても遅い方は、毎年遅いようなので、大体90%位は終わっているのではなかろうかと思います。野菜の方も順調に推移いたしまして、ネギの方が昨日の風でだいぶ押された様な感じの所もあり、また、急激な寒さや雨の近さもあり、ちょっとネギの方が人相が悪くなっている様です。だけど全般に今年は、野菜がもろもろ良く米の値段もグッと高くて、農協よりも高い値段で取引されているという事で、だいぶ農協より業者に流れたという話も聞きます。消費者が高いと5キロで三千いくらですと、去年なら10キロ買えたと、お話がすごく聞かれます。けども、農薬・肥料・手間など高くなっています。その分、今まで米がずっと上がらなかったという事で、値段が妥当なのかなという気もします。来年どうゆう風になるかわかりませんが、やっぱし日本が高温状態になりまして、北海道でもある程度高温に押されている状況下にあります。そんな訳で水産物もイカが獲れないという事で、他の魚も変わった魚が獲れたりという事で、海の方も水温が上がっているという様な状況で、噴火湾のホタテなどは、出ていますけども良くないというお話を聞きます。そんな事で、今年も残すところあと2ヶ月あまりとなりました。ある程度、農作業も今年の分は終わりですけども、来月になると皆さんは、ハウスの片づけ・次年度のネギだとかの色々な準備だとかの予定もあると思います。あともう少しで今年も終わりですが、何卒、労災事故の無いように頑張って農作業に励んでいただきたいと思います。あんまり、いい話ばかりは聞こえてきませんが、何とかお互い頑張っていきたいと思います。 本日の総会は、報告3件、議案7件であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。簡単ですが挨拶といたします。
事務局長	本日の委員の動向をお知らせいたします。 8番 落合 修 委員より欠席の申出がありました。 本日は、13名の委員が出席しております。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願いいたします。

議 長	それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。
日程第 1 議 長	日程第 1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号 1 1 番 時田 孝喜 委員、議席番号 1 2 番 加藤 隆 委員の両名を指名いたします。
日程第 2 議 長	日程第 2 会期の決定についてお諮りいたします。 本総会の会期は、本日 1 日と決定することに、御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。
日程第 3 議 長	日程第 3 報告第 1 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 6 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出る事となっております。 番号 1 につきましては、一本木会館より南側の農地でございます。番号 2 につきましては、新函館農業協同組合開発倉庫より東側の農地でございます。番号 3 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます。この後の議案第 3 号（所有権移転の決定）においてご審議いただく予定となっております。番号 4 につきましては、千代田郵便局より北西側及び南東側、八郎沼パークゴルフ場より南西側の農地でございます。番号 5 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南側及び北側並びに東側の農地でございます。番号 6 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場敷地及び西側・南側・北東側、千代田郵便局より北東側、文月地蔵

	堂より南東側の農地でございます。この後の議案第4号（賃貸借の決定）において、ご審議をいただく予定となっております。 これらの届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第4	
議 長	日程第4 報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、農地法第5条第1項第6号の規定により、農業委員会に届け出る事となっております。 本件に関しましては、函館水産高等学校より北東側の農地で、一般住宅建設用地として利用するため、転用の届出がなされたものがあります。なお、提出された関係書類で住宅の配置並びに駐車場などの面積等の計画を確認いたしましたが、必要最低限の転用面積となっているものと考えております。 本件につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。

日程第 5 議 長	日程第 5 報告第 5 号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件につきましては、大野中学校より南東側の農地で、令和 5 年 10 月においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取下げるものでございます。なお、この案件につきましては、この後の議案第 3 号（所有権移転の決定）において、御審議いただく予定となっております。 説明は、以上でございます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。
日程第 6 議 長	日程第 6 議案第 1 号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。 番号 1 から番号 20 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
加藤 隆 委員	朗読が終わりましたので、調査委員を代表いたしまして、加藤 隆 委員より報告をお願いいたします。 (加藤 隆 委員：報告)
議 長	報告が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 7	
議 長	日程第 7 議案第 2 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号 1 から番号 13 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の 6 カ月以内に行われていることが要件となっておりまして、解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 番号 1 から番号 10 につきましては、借主が規模縮小のため、借主の都合により解約となっております。また、番号 1 から番号 5 につきましては、この後の議案第 4 号（賃貸借の決定）において、番号 7 の^{〔字名・地番〕}及び^{〔地番〕}、番号 9 の^{〔字名・地番〕}につきましては、この後の議案第 3 号（所有権移転の決定）において、番号 7 の^{〔字名・地番〕}、番号 8、番号 9 の^{〔字名・地番〕}・^{〔地番〕}・^{〔地番〕}・^{〔地番〕}は、この後の議案第 4 号（賃貸借の決定）において、番号 10 につきましては、この後の議案第 5 号（使用貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。番号 11 につきましては、借主が規模縮小のため、借主の都合により解約となっております。番号 12 につきましては、貸主の都合により第三者へ売買が決まったため、解約となっております。この後の議案第 3 号（所有権移転の決定）において、ご審議いただく予定となっております。番号 13 につきましては、借主が規模縮小のため、借主の都合により解約となっております。この後の議案第 4 号（賃貸借の決定）において、ご審議いただく予定となっております。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

日程第 8 議 長	日程第 8 議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（所有件移転）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 6 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご御説明いたします。 番号 1 につきましては、北斗消防署北分署より北東側の農地でございます。令和 3 年 6 月より賃貸借で耕作を行っている方へ、売買するものでございます。番号 2 につきましては、大野農業高等学校より南西側の農地でございます。令和 6 年 1 月より賃貸借で耕作を行っている方へ売買するものでございます。番号 3 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます。労働力不足のため、隣接地で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号 4 につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より北側の農地でございます。高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号 5 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南側の農地でございます。労働力不足のため、隣接地で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号 6 につきましては、北斗市第 2 学校給食センターより南東側の農地でございます。令和 6 年 4 月より賃貸借で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする法人へ売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 （4 番 笠原委員 挙手）
笠原 勝幸 委員	4 番 笠原委員 報告第 3 号の「個人名」の土地について、この後、売買で審議されると説明があったのですが、この議案の 6 番の「個人名」の土地と地番が全く違っているが、場所が違うのか来月審議されるものなのか。
事務局	事務局長が今月と説明いたしましたが、先月の議題に載っていた

事務局	ものでありまして、説明誤りでした。 先月売買がされたので、解約となります。 今月、1件売買がありましたので、来月また解約の案件で議題となります。
笠原 勝幸 委員	わかりました。
議 長	他にございませんか。なければ、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号7の案件につきましては、11番 時田 孝喜 委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (時田委員 退席)
議 長	それでは、番号7を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号7につきましては、函館江差自動車道北斗中央インターチェンジより北西側の農地でございます。遠隔地在住のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (時田委員 復席)

日程第 9 議 長	日程第 9 議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸貸）の決定について」を議題といたします。 番号 1 から番号 10 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 （事務局：朗読）
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご御説明いたします。 番号 1 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より北東側の農地でございます、高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 2 につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より南西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 10 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 3 につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所より南西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 10 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 4 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます、高齢のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 5 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より北東側の農地及び文月・水田発祥の地碑より北東側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。なお、字名・地番につきましては、使用貸借を行うものでございます。番号 6 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。なお、字名・地番につきましては、使用貸借を行うものでございます。番号 7 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より北西側の農地でございます、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 10 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。なお、字名・地番につきましては、使用貸借を行うものでございます。番号 8 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございます、労働力不足のため、経営規模拡大を図ろうとする法人へ 5 年間の期

事務局長	間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 9 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より東側の農地でございまして、労働力不足のため、経営規模拡大を図ろうとする法人へ 10 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 10 につきましては、継続して賃貸借を行なうものでございますので、説明は省略させていただきます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号 11 から番号 12 の案件につきましては、11 番 時田 孝喜 委員が北斗市農業委員会会議規則第 25 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (時田委員 退席)
議 長	それでは、番号 11 から番号 12 を一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 11 につきましては、函館江差自動車道北斗中央インターチェンジより北側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。番号 12 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より西側の農地でございまして、労働力不足のため、近隣で耕作を行っている経営規模拡大を図ろうとする方へ 5 年間の期間を設定し賃貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。

議 長	(「異議なし」の声あり) 御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (時田委員 復席)
日程第 1 0 議 長	日程第 1 0 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画(使用貸貸)の決定について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号 1 につきましては、リバーサイドゴルフ練習場より南西側の農地でございます。労働力不足のため、経営規模拡大を図ろうとする法人へ 1 0 年間の期間を設定し使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号 2 の案件につきましては、1 1 番 時田 孝喜 委員が北斗市農業委員会会議規則第 2 5 条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (時田委員 退席)
議 長	それでは、番号 2 を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	ご説明いたします。 番号２につきましては、函館育ちライスターミナルより北西側及南西側の農地でございます。労働力不足のため、近隣で耕作を行っている、経営規模拡大を図ろうとする方へ５年間の期間を設定し使用貸借を行なうものでございます。 説明は、以上でございます。よろしくご審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (時田委員 復席)
日程第１１ 議 長	日程第１１ 議案第６号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。 番号１から番号２までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。 番号１及び番号２につきましては、議席番号１０番 佐々木 敬子 委員、議席番号１１番 時田 孝喜 委員、補助委員として鹿角 昭夫 推進委員を指名することに、御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
日程第１２ 議 長	日程第１２ 議案第７号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)

議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号３番 齊藤 介男 委員、議席番号５番 佐々木 秀樹 委員、議席番号７番 中川 哲 委員、議席番号９番 吉田 勝幸 委員の、以上４名を指名することに御異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり）
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 現況調査委員に指名された方は、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で、本日の全日程を終了いたしました。 これをもちまして、第３２回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。 御苦勞様でございました。 （午後２時５５分 閉会） 議長（会長） 和 田 勝 雄 署名委員 時 田 孝 喜 〃 加 藤 隆